

一般不定期航路事業登録申請について

1.提出先

ア.当該所在地を管轄する運輸支局または海事事務所がある場合には、その支局等を経由することができます。

イ.登録申請書は、事業開始を見込んでいる日にちより遅くとも1か月前には提出願います。
(標準処理期間1か月のため)

2.提出部数

支局等を経由する場合は、正本（本局用）と副本（支局等用、コピー可）の計2部を提出して下さい。
なお、支局等を経由しない場合は、1部で結構です。

3.提出書類

<必要書類> ■・・・必須書類 □・・・内容により必要な書類

- 登録申請書※1～2
- 航路図または水域図※3
- 事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号またはこれに代わる番号
- 事業に使用する係留施設、水域施設（泊地等をいう。）、陸上施設（乗降施設等をいう。）
その他の輸送施設（使用船舶を除く。）の名称及び位置※4
- 係留施設、水域施設、陸上施設その他の輸送施設の使用権原を有している旨の誓約書
- 密接関係法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（法人のみ対象）※5
- 使用船舶明細書（第1号様式）
- よう船の場合、契約書またはそれに代わる書類※6
- 船舶検査証書（写）及び船舶検査手帳（写）及び船舶国籍証書または小型船舶登録事項通知書（写）
- 船客傷害賠償責任保険証券（写）または保険契約を締結する計画 ※7
- 特定の者の需要に応じ、特定の範囲の事業を営もうとする場合は、当該運送に係る契約書（写）
または契約の申込みがあった旨を証するに足りる書類
- 登録拒否要件に該当しない旨の誓約書（法人、個人）
- 法人である場合は定款及び登記事項証明書（法人のみ対象）
- 小型船舶操縦者免許（特定）写し

※1.住所及び氏名（法人にあってはその住所、名称及び代表者の氏名）

※2.航路の起点、寄港地、終点及びそれらの相互間の距離または水域
(旅客船の場合)

ア.航路の起点、寄港地及び終点
(非旅客船の場合)

ア.航路が一定のものにあっては、航路の起点、寄港地及び終点

イ.もっぱら一定の水域において運航するものにあっては、その水域の名称

※3.地図などに航路名、航路筋、航路距離及び運航時間を記載して下さい。

※4.①係留施設の名称及び位置

岸壁、棧橋、ポンツーン等について記載

②水域施設の名称及び位置

航路（水域）及び泊地（該当があれば）について記載

③陸上施設の名称及び位置

待合所、営業所、駐車場、乗降施設について記載

※5.密接関係法人とは以下のとおり

ア.親会社等

- ・申請者（株式会社である場合）の議決権の過半数を所有している者
- ・申請者（持分会社である場合）の資本金の2分の1を超える額を出資している者
- ・申請者の事業の方針の決定に関して、上記に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

イ.子会社等

- ・申請者がその議決権の過半数を所有している株式会社
- ・申請者がその資本金の2分の1を超える額を出資している持株会社
- ・事業の方針の決定に関して、申請者の支配力が上記に掲げる者と同等以上と認められる者

ウ.グループ内別会社等

- ・親会社等がその議決権の過半数を所有している株式会社
- ・親会社等がその資本金の2分の1を超える額を出資している持株会社
- ・事業の方針の決定に関して、親会社等の支配力が上記に掲げる者と同等以上と認められる者

※6.総トン数5トン以上の船舶を貸渡する場合は、船舶貸渡業等開始届出が必要になります。

詳しくは、北海道運輸局海事振興部貨物・港運課（011-290-1013）までご確認ください。

※7.旅客1名あたり5,000万円以上の保険金額、保険期間が事業期間を満たしていることが必要です。

なお、特定の範囲の人の運送をする場合は提出不要です。

※登録を受けるにあたり、【15,000 円】登録免許税が必要になります。登録後、登録通知書と併せて登録免許税納付通知書と登録免許税領収証書届出書を送付いたします。納付書により支払後、登録免許税領収証書届出書に領収証書を貼付の上、登録申請手続きを行った窓口へ送付してください。

※以下の場合は届出が必要になりますので、必要な書類等は事前に運輸局へ相談願います。

- ・船舶の変更等届出内容を変更する場合 → 遅滞なく届出
- ・事業を廃止した場合 → 廃止する30日前に廃止届出

登録申請以外に必要なことについて

- 事業開始までに次の書類を海上安全環境部運航労務監理官（011-290-2773）に提出
 - ・安全管理規程設定届出書、安全管理規程、運航基準、作業基準、事故処理基準
 - ・安全統括管理者選任届出書、安全統括管理者資格証明書
 - ・運航管理者選任届出書、運航管理者資格証明書

- 特定教育訓練の実施

「海上運送法等の一部を改正する法律」による船員法の改正に伴い、令和6年4月より、小型旅客船の船舶所有者に対し、初任の船長等の乗組員について、船舶の航行する海域の特性等に応じた操船に関する教育訓練の実施が義務づけられました。

特定教育訓練対象者は、小型旅客船（海上運送法第2条第2項に規定する人の運送をする船舶運航事業の用に供する総トン数20未満の船舶※）の乗組員（当該船舶に乗り組ませようとする者を含む。）が対象となります。※従来、船員法が適用されない「総トン数5トン未満の船舶」「湖、川又は港のみを航行する船舶」も対象となります。

詳しくは、北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（011-290-2772）までご確認ください。

- 運賃及び料金並びに運送約款の公示

事業開始までに設定し、少なくとも以下のとおり掲示及び備え付ける必要があります。

標準的な運送約款は「一般不定期航路事業に係る運送約款（例）」、運賃及び料金は「運賃及び料金の適用方法（例）」になりますので参考にしてください。

 - ・ 掲示・・・航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び発着所の見やすい場所に掲示。
 - ・ 備え付け・・・要求により何人でも閲覧できるよう船舶に備え付け。
 - ・ 掲載・・・事業者が自ら管理するウェブサイトに掲載。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、ウェブサイトへの掲載は不要となります。

 - ・ 事業に常時使用する従業員が20人以下の場合
 - ・ 事業者が自ら管理するウェブサイトを持っていない場合

- 旅客名簿の作成及び備置

船舶及び航海ごとに旅客名簿を作成し、事務所等の陸上に備え置く必要があります。（船内で作成した旅客名簿をスマートフォンで撮影した画像を出港前に、①事務所等にメール又は②事務所等との共有サーバーに保存等の方法でも可能）

旅客名簿には、海上運送法施行規則12条に定める内容を記載する必要があり、航海が終了した日から1年間保存する必要があります。

ただし、以下のいずれかに該当する場合には、旅客名簿の作成及び備置不要となります。

 - ・ 平水区域のみを航行するとき
 - ・ 沿海区域を航行し、出港から次の入港までの時間が50分未満であるとき

- 内航一般不定期航路事業運航実績報告書（「運航実績報告書（第五号様式）」）

運航終了後、翌年度の4月末日までに1年間における運航の実績を提出する必要があります。

